

件名	愛媛県手数料条例及び愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)
<p>【改正の概要】</p> <p>《愛媛県手数料条例の改正概要》</p> <p>標記省令により「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」の一部が改正されることに伴う規定整備（字句の修正）。</p> <p style="text-align: center;">協力病院 → <u>協力医療機関</u></p> <p>《愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正概要》</p> <p>標記省令により「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」の一部が改正されることに伴う規定整備（条ずれ）。</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準…<u>第139条の2第2項</u>…中…</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><u>第139条の3第2項</u></p>	
施行日	令和6年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	